

# 明るい選挙啓発標語作品募集要項

## 1 趣旨

私たちの生活を豊かで幸せなものとするためには、立派な政治が行われなくてはなりません。その政治は選挙によって選ばれた人たちによって行われます。そこで、選挙が明るく正しく行われるように、児童、生徒の皆さんから啓発標語を募集し、明るい選挙の一層の推進に活用してまいります。

## 2 応募規定

### (1) 内容

- ①明るくきれいな選挙の推進を表すもの
- ②棄権防止の呼びかけを表すもの

### (2) 応募資格

川口市内の公立小・中学校、高等学校及び特別支援学校に通う児童・生徒

### (3) 応募作品数

1人1作品

### (4) 応募締切日と提出先

学校を通じ、9月8日（金曜日）までに川口市選挙管理委員会事務局（市役所第一本庁舎5階）に提出してください。

### (5) 字数

概ね20字以内

### (6) 注意事項

- ①提出作品数は、**1人1作品**とします。
- ②応募作品は別紙様式を利用し、作品のほか、「学校名」、「学年」、「氏名（ふりがな）」を学年順で記載してください。
- ③作品提出の際、別紙の**応募者名簿(必要事項を記入)**を添付してください。  
HP（令和5年度啓発作品コンクール概要）のExcelに入力し、メールによる提出もできます。 メール送付先：[260.01000@city.kawaguchi.lg.jp](mailto:260.01000@city.kawaguchi.lg.jp)
- ④応募作品は、原則として返却しません。優秀作品の著作権は主催者に属し、作品は選挙啓発物資などに活用させていただくほか、川口市選挙管理委員会のホームページに掲載し、作成者の学校名、学年、氏名を公表させていただく場合があります。

### 3 審査方法

教育局指導課に依頼します。

### 4 表彰

令和5年12月中旬頃、入賞者には賞状と賞品を、応募者には参加賞を贈呈します。

### 5 展示会

令和6年2月上旬頃

### 6 主催

川口市選挙管理委員会・川口市明るい選挙推進協議会

## 「明るい選挙」って何？

私たちは、安全なまちで、気持ち良くくらしたいと考えています。

私たちの住むまちをよりよくするためには、私たちの意見をまちづくりに反映させてくれる代表者が必要です。その代表者を決めるのが選挙です。

誰にもじゃまされずに、自分の、自由な考えで投票する選挙のことを「明るい選挙」といいます。お金をもらったり、プレゼントを受け取ったりしてその人に投票したとしても、自分の本当の意思を伝えることにはなりません。

別紙様式

## 令和5年度

### あか せんきょけいはつひょうごおうぼようし 明るい選挙啓発標語応募用紙

おおむ 概ね20文字以内の標語を記入の上、応募してください。  
おうぼさくひん 応募作品につきましては、げんそく 原則お返ししません。また、ゆうしゅうさくひん 優秀作品の著作権に  
つきましては、しゅさいしゃ 主催者に帰属し、かくしゅせんきょけいはつ 各種選挙啓発などにかつよう 活用させていただきます。

### 作品

がっこうめい  
学校名： \_\_\_\_\_

がくねん  
学 年： \_\_\_\_\_ 年

(ふりがな)  
名 前： \_\_\_\_\_